清須市地域防災計画

新旧対照表

平成 25 年改正

# 清須市防災計画 第1章 総則 (H25.2.1 時点)

		現 行			改 正 案	
	2 節 防災機関の L 市	業務大綱及び市民・事業所のとるべき措置		2 節 防災機関の 1 市	)業務大綱及び市民・事業所のとるべき措置	
	機関の名称	事務又は業務の大綱		機関の名称	事務又は業務の大綱	対別の製
	市	(追加)		市	19 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、 排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受 けた際の必要な措置	備
第3	3 指定地方行政	機関	第	3 指定地方行政	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	機関の名称	事務又は業務の大綱		機関の名称	事務又は業務の大綱	対の
	東海財務局	(追加)		東海財務局	5 被災者等からの金融相談ニーズに対応する金融相談窓口の設置に関すること。	備
	中部地方整備局	2 初動対応 大規模災害時における被害状況の迅速な把 握、2 次災害の防止、被災地の早期復旧等に関 する支援のため緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) を派遣		中部地方整備局	2 初動対応 情報連絡員 (リエゾン) 等及び緊急災害 対策派遣隊 (TEC-FORCE) を派遣し、被災地 方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把 握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の 早期復旧その他災害応急対策に対する支援 を行う。	
	中部運輸局	(追加)		中部運輸局	6 情報連絡員 (リエゾン) 及び緊急災害対 策派遣隊 (TEC-FORCE) を派遣し、被災状況 の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、 被災地の早期復旧その他災害応急対策を支 援する。	

		現 行		改 正 案	
P11	第5 指定公共機関		第5 指定公共機	· 関	
	機関の名称	事務又は業務の大綱	機関の名称	事務又は業務の大綱	
	郵便事業株式会 社東海支社	1 救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除 2 災害時における郵便はがき等の無償交付 3 郵便振替等による被災者救援の寄付金送金の無料扱い 4 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄付金の公募・配分に関すること	日本郵便株式会 社東海支社(下 内各郵便局)	4 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄付金の公募・配分に関すること	会社合併
	郵便局株式会社 (市内各郵便局)	_1 窓口業務の確保		<u>5</u> 窓口業務の確保	
	日本赤十字社 (愛知県支部) (清須市分区)	2 災害時における救援物資(毛布・ <u>日用品</u> 等)の配分	日本赤十字社 (愛知県支部) (清須市分区)		対策の整備
P20	   第4節 地域としての	) 災害危險性	第4節 地域として	ての災害危険性	
P20	第2 地震 (2) 東海地震 東海地震は ト境界型巨大 わすマグニチ していると 臣が「地震防 県は震源域か 城市をはじめ	、昭和54年中央防災会議により想定されたプレー 地震である。駿河湾を震源とし地震の規模をあら ュードは8.0とされている。現在最も発生が切迫 れ大規模地震対策特別措置法に基づき内閣総理大 災対策強化地域」の指定を行う地震である。愛知 ら100kmから200kmと遠く離れており、県内では新 57市町村(平成22年3月現在は42市町村)が「強 定されている。	第2 地震 (2)東海地震 東海地震 ートおすの らしている 理大にが「 愛知県は新城市		

現 行

P40 第2節 応急活動体制の整備・強化

第4 災害時の相互協力・応援体制の整備・強化

#### 2. 基本方針

清須市の「地域としての災害危険性」に即して、「突発型」「予知型」の2つの場合における、迅速かつ適切な相互協力・応援体制の整備・強化を以下のとおり総合的に進める。すなわち、第1に防災協定等の締結促進を含む「2次災害防止と迅速な都市機能復旧のために必要な防災関係機関相互の連携強化」、第2に「大規模災害発生時における近隣市町村並びに広域的市町村相互の応援協力体制の整備・強化」、第3に「大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊の受援体制の確立」、第4に「大量な救援ニーズと特殊な救援ニーズを満たすために不可欠なボランティアの受入れ体制の整備」を図ることにより総合的に災害時相互協力・応援体制の整備・強化を行う。

また、その他東海豪雨、阪神・淡路大震災後に随時発表される報告書・指針等をもとにして、市の災害時相互協力・応援体制の整備・強化のために必要な研究を行う。

改 正 案

第2節 応急活動体制の整備・強化 第4 災害時の相互協力・応援体制の整備・強化

### 2. 基本方針

清須市の「地域としての災害危険性」に即して、「突発型」「予知」 型」の2つの場合における、迅速かつ適切な相互協力・応援体制の 整備・強化を以下のとおり総合的に進める。すなわち、第1に防災 協定等の締結促進を含む「2次災害防止と迅速な都市機能復旧のた めに必要な防災関係機関相互の連携強化」、第2に「大規模災害発 生時における近隣市町村並びに広域的市町村相互の応援協力体制 の整備・強化」で、市域にかかる災害について適切な応援措置を実 施するため、災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村と の間で災害に関し、物資等の提供、あっせん及び人員の派遣などに ついて応援協定を締結するよう努める。第3に「大規模災害の発生 時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊の受援体制 の確立」で、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受 ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資 機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関 と調整の上、確保に努めるものとする。第4に「大量な救援ニーズ と特殊な救援ニーズを満たすために不可欠なボランティアの受入 れ体制の整備」を図ることにより総合的に災害時相互協力・応援体 制の整備・強化を行う。

また、その他東海豪雨、阪神・淡路大震災後に随時発表される報告書・指針等をもとにして、市の災害時相互協力・応援体制の整備・強化のために必要な研究を行う。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波 災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠 方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。 対策 の整 備

	現 行	改正案	
P48	第4節 都市公共施設の災害対応力の強化 第1 市の施設並びにその他公共公益施設 2.基本方針 (略) 第2に「防災拠点機能を発揮するために必要な設備の耐震・耐水性能の強化」を図る。第3に河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、「公共建築物の新設に際して必要な雨水流出抑制機能の確保」を推進する。第4に「電気・ガス・水道の供給停止に対する備えの整備・強化」、	第4節 都市公共施設の災害対応力の強化 第1 市の施設並びにその他公共公益施設 2. 基本方針 (略) 第2に「防災拠点機能を発揮するために必要な設備の耐震・耐水性能の強化」を行う際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた非常用通信手段の確保を図るものとする。第3に河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、「公共建築物の新設に際して必要な雨水流出抑制機能の確保」を推進する。第4に「電気・ガス・水道の供給停止に対する備えの整備・強化」で、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。	対の備
P50	第3 道路・橋梁並びに河川管理施設 2.基本方針 (略) また、その他東海豪雨、阪神・淡路大震災後に随時発表される 報告書・指針等をもとにして、災害対応力の整備・強化のために 必要な研究を行う。	第3 道路・橋梁並びに河川管理施設 2. 基本方針 (略) また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報 表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との 連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。 その他東海豪 雨、阪神・淡路大震災後に随時発表される報告書・指針等をもと にして、災害対応力の整備・強化のために必要な研究を行う。	対策の整備
P52	第5節 安全避難の環境整備 第1 避難場所の指定・整備 2.基本方針 第4に「災害時要援護者にも配慮した環境整備」 <u>を図る</u> ことにより総合的に避難場所の指定・整備を行う。	第5節 安全避難の環境整備 第1 避難場所の指定・整備 2. 基本方針 第4に「災害時要援護者にも配慮した環境整備」 <u>のため空調・ 洋式トイレ等の施設・設備の整備に努める</u> ことにより総合的に避 難場所の指定・整備を行う。	対策の整備

	現 行	改正案	
P69	第11節 防災基礎体力の向上 第3 防災訓練 2.基本方針 (略) また、その他東海豪雨における実体験を教訓とするとともに、訓練の実施にあたっては、地震規模や被害想定を明確にし訓練シナリ 才に緊急地震速報を取り入れるなど実践的な防災訓練を行うために 必要な研究を行う。	訓練の実施にあたっては、 <u>訓練の目的を具体的に設定した上で、</u>	対の備
P70	第4 調査・研究 2. 基本方針 (追加)	た場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性	対策の整備
	3. 施策の体系 (追加)	調査・研究 <u>業務継続計画〔BCP〕の策定</u>	対策の整備

#### 現 行

#### 改 正 案

#### 第12節 災害時要援護者等の安全環境整備 P71

#### 2. 基本方針

清須市の「地域としての災害危険性」に即して、「風水害」「地 震災害」の2つの場合における、災害時要援護者等〔高齢者・障 害者・傷病者・乳幼児・外国人等の災害対応能力にハンディキャ ップのある者(以下「災害時要援護者」という。)」の安全環境整 備を県が策定した「市町村災害弱者支援体制マニュアル」に沿っ て以下のとおり総合的に進める。

### 第12節 災害時要援護者等の安全環境整備

### 2. 基本方針

清須市の「地域としての災害危険性」に即して、「風水害」「地 | 対策 震災害」の2つの場合における、高齢者・障害者・傷病者・乳幼園の整 児・外国人等の災害対応能力にハンディキャップのある者(以下 | 備 「災害時要援護者」という。)の安全環境整備を災害時要援護者 の避難対策に関する検討会(内閣府・消防庁・厚生労働省・国土 交通省) 作成の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏 まえ、県が作成している「市町村災害時要援護者支援体制マニュ アル」を活用するものとする。また、災害時要援護者を適切に避 難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協 力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握 及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘 導体制の整備を図ることにより総合的に避難誘導体制の整備を 行う。

## 清須市防災計画 第3章 風水害等災害応急対策計画 (H25.2.1 時点)

			現	行				改	正案	
P100	第2 6	5 情報の収集 被害状況等の 重要な災害情 最告先】(修正	D収集・伝達 情報の収集伝達			第2 6	情報の収集 被害状況等の 重要な災害 告先】(修正	)収集・伝達 等情報の収集伝達	- 1841	県の体制
		区分	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)			区分	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	の変更
		配備場所		務所 防災保安課 対庁舎4階)			配備場所		務所 防災保安課 丸庁舎4階)	
	勤務時間内	NTT	<ul><li>庁舎代表</li><li>防 内線</li><li>災 直通</li><li>消 内線</li><li>直通</li></ul>	052-961-7211 2436 、 2437 052-961- <u>1464</u> 2432 、 2438 052-961- <u>1474</u>	-	勤務時間内	NTT	<ul><li>庁舎代表</li><li>防 内線</li><li> 直通</li><li>消 内線</li><li> 直通</li></ul>	052-961-7211 2436 、 2437 052-961- <u>1474</u> 2432 、 2438 052-961- <u>1464</u>	
		配備場所		務所 <mark>県民安全課</mark> )丸庁舎 4 階)	=		配備場所		務所 <mark>防災保安課</mark> 丸庁舎 4 階)	
	勤務時	NTT	庁舎代表 直通	052-961-7211 052-961- <u>1424</u>		勤務時	NTT	庁舎代表 直通	052-961-7211 052-961- <u>1474</u>	
	外	防災行政無線		番号-602- <u>1100、</u> 		外外	防災行政 無線		番号-602- <u>1101、</u> <u>36、2437</u>	

	現 行	改正案	
P102	7 その他の情報の収集・伝達 (4)関係機関へ伝達する情報 (追加)	7 その他の情報の収集・伝達 (4) 関係機関へ伝達する情報     捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の 有無にかかわらず、当該市の区域(河川上を含む。)内で行方 不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正 確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として 把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明 した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するも のとする。	対の備
P121	第5節 避難及び避難所の設置 第3 避難所の開設・運営 1 方針 (追加)	第5節 避難及び避難所の設置 第3 避難所の開設・運営 1 方針 さらに、災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にある ものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り 上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。	対策の整備
P124	6 運営上の留意事項 (5)良好な生活の確保 (追加)	6 運営上の留意事項 (5)良好な生活の確保 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女 のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特 に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女 性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、 女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるも のとする。	対の備

	現 行	改正案	
P130	第7節 自衛隊の災害派遣 1 災害派遣要請 (2)災害派遣要請等手続系統	第7節 自衛隊の災害派遣 1 災害派遣要請 (2)災害派遣要請等手続系統	誤訂正
P154	第12節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与 基本的な考え方 (略) ② 被災者となった市民すべてに対し最小限度必要な量の生活必需 品の供給を行う。	第12節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与 基本的な考え方 (略) ② 被災者となった市民すべてに対し最小限度必要な量の生活必 需品の供給を行う。被災地で求められる物資は、時間の経過とと もに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意 するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、 燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。	対策の整備

	現 行	改正案	
P182	第19節 災害時における「住」対策 第2 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去 1 仮設住宅の建設 応急仮設住宅の建設にあたっては、用地・資材・作業要員の確保を図るとともに、高齢者や障害者等が居住する上で必要な構造、配置に十分配慮するように努める。 また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。	第19節 災害時における「住」対策 第2 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去 1 仮設住宅の建設 応急仮設住宅の建設にあたっては、用地・資材・作業要員の確保を図るとともに、高齢者や障害者等が居住する上で必要な構造、配置に十分配慮するように努める。 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。	対の備
P200	第22節 交通 5 路上放置車両等に対する措置 (2)警察官の措置 (エ) また、警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、 社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。 6~12 (略) (追加)	第22節 交通 5 路上放置車両等に対する措置 (2)警察官の措置 (2)警察官の措置 (エ)また、警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、 一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。 6~12 (略) 13 自動車運転者の措置 (1)車両を運転力に災害が発生したときは、一般車両の運転表は	化
		(1) 車両を運転中に災害が発生したときは、一般車両の運転者は、 次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。 ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な <u>方</u>	対策の整備

現 行	改 正 案
現 13~14 (略)	法により道路の左側に停止すること。
	<u>14</u> ~ <u>15</u> (略)

(1) 民間航空機の事故による災害が発生した場合 (1) 民間航空機の事故による災害が発生した場合		現    行	改正案	
	P223	第30節 航空災害対策 1 情報の伝達系統 災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。	第30節 航空災害対策 1 情報の伝達系統 災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。	対の備

現 行	改 正 案
	成 正 条 対策の事故による災害が発生した場合 対策 の整備

現 行	改正案
P229 第 3 2 節 道路災害対策 2 実施内容 (追加)	第32節 道路災害対策 2 実施内容 ① 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の 対策 除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。 の整 ② 緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報につい て関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。
P230 第33節 危険物及び毒物劇物等災害対策及び放射性物質災害対策 1 放射性物資災害 (1)事故発生時等の通報体制 (追加)	第33節 危険物及び毒物劇物等災害対策及び放射性物質災害対策 1 放射性物資災害 (1)事故発生時等の通報体制 3 県外の原子力発電所又は原子炉施設における異常時対策 4原子力事業者の原子力発電所又は原子炉施設において、各合意内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。

## 清須市防災計画 第4章 地震災害応急対策計画 (H25.2.1 時点)

	現 行	改 正 案	
P263	第10節 浸水対策	第10節 浸水対策	
	基本的な考え方	基本的な考え方	対策
	(追加)	水門・樋門の閉鎖や災害時要援護者の避難支援などの応急対策を実	の整
		施するにあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など避	備
		難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とする。	

### 清須市防災計画 第5章 東海地震に関する事前対策(H25.2.1 時点)

c 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している

現 行	改 正 案	
P296 第4 発災に備えた直前対策 8 郵政事業対策 (1) 郵便事業株式会社の措置 ① 強化地域内の支店の措置 a 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店における業務の取扱いを停止するものとする。 b 警戒宣言が発せられた場合は、強化地域内に所在する支店において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間等を社屋前に提示するものとする。 c 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに自店に戻るものとする。 d 地方公共団体との防災に関する協定に基づき、支店が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。 ② 強化地域外の支店の措置原則として、平常どおり窓口業務を行う。	第4 発災に備えた直前対策 8 郵政事業対策 (1) 日本郵便株式会社の措置 ① 強化地域内の支店及び郵便局の措置 a 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支社及び郵便局における業務の取扱いを停止するものとする。 b 警戒宣言が発せられた場合は、強化地域内に所在する支社及び郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間等を社屋前及び局前等に提示するものとする。 c 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに自社及び郵便局に戻るものとする。 d 地方公共団体との防災に関する協定に基づき、支社及び郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。 ② 強化地域外の支社及び郵便局の措置原則として、平常どおり窓口業務を行う。	会社合併
(2)郵便局株式会社の措置 ① 強化地域内の郵便局の措置 a 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局おける 業務の取扱いを停止する。 b 上記(1)により業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うと きは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを 行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前 等に掲示するものとする。	(削除)	

現 行	改 正 案
者は、原則として速やかに郵便局に戻るものとする。 d 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協 定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合 には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、 高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配意する。 ② 強化地域外の郵便局株式会社の措置 原則として、平常どおり窓口業務を行う。	

## 清須市防災計画 第6章 東南海・南海地震に関する事前対策 (H25.2.1 時点)

現 行	改正案
P313 あらまし	するため、平成14年7月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推 村合
東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定された。本市は、同法第3条の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)推進地域としてとして指定され (平成15年12月17日:78市町村指定)、	進に関する特別措置法が制定された。本市は、同法第3条の規定に基 併

## 清須市防災計画 第7章 風水害等災害·地震災害復旧計画 (H25.2.1 時点)

	現 行	改 正 案	
P329	あらまし 全体として、 <mark>2</mark> の節により構成される。 (追加)	あらまし 全体として、3の節により構成される。 第3節においては、大規模地震により被災した地区の復興を行うため に必要な、震災復興都市計画の決定手続きについて記載してある。	節追にるの
P330	第1節 市民生活安定のための緊急措置 基本的な考え方 (追加)	第1節 市民生活安定のための緊急措置 基本的な考え方 災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、 家財が損壊して極度の混乱状態にある場合、市は災害救助法を適用 し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに、関係機関、団体等 と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。 被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の 結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、 融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となるり災証明に ついて、早期に被災者に交付するものとする。 暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介 入等を防止するため、警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努 めるものとする。	対の備

		現 行		改 正 案	
P335	第1 被災者の生 5 その他の生		第1 被災者の生 5 その他の生		会社合併
	機関名	生活確保の取扱	機関名	生活確保の取扱	によ
	郵便事業株 式会社東海	(略)		(略)	る
	支社	災害の発生時又はそのおそれがある場合にお	日本郵便株	(3) 郵便局関係 災害の発生時又はそのおそれがある場合にお	
	郵便局株式 会社(各市内	いては、可能な限り窓口業務を確保する。	式会社東海 支社 (市内各 郵便局)	いては、可能な限り窓口業務を確保する。	
	郵便局)				
P337	(追加)		8 災害公営住		
				]では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図 公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとす	
				の復旧相談 空・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等につ な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。	
	第2~第4(略)		第2~第4(略)		
	(追加)		復旧・復興	事業からの暴力団排除 事業については、暴力団等の参入・介入を防止するた	
			<u>底する。</u>	非除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹 ・らの暴力団排除	

		改正案	
		被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。	
P343	第3節 震災復興都市計画の決定手続き ■基本的な考え方  大規模地震により被災した地区で、緊急かつ円滑に都市を復 興するための震災復興都市計画は、県及び市との緊密な連携の もとに、「緊急復興都市計画整備地区」の指定を行い、その指定 の後、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に 基づき、手続きを実施する。	第3節 震災復興都市計画の決定手続き ■基本的な考え方  県及び市は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模 に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、 建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築 制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地 の整備事業を進める。(手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画 の手引き」を参照する。)	対策の備
P343	1 <u>緊急復興都市計画整備地区</u> について (1) 指定手順  緊急復興都市計画整備地区の指定は次の手順により行う。 ア <u>県及び市が連携し、</u> 市街地の被災状況を把握する。 イ 被災状況を踏まえ、 <u>被災後10 日を目途に緊急復興都市計画</u> <u>整備地区</u> の案を <u>原則として市が</u> 作成し、 <u>県都市計画課(又は建設事務所都市計画担当課)に提出する。</u>	1 第一次建築制限について (1) 指定手順 緊急復興都市計画整備地区の指定は次の手順により行う。 ア 市街地の被災状況を把握する。 イ 被災状況を踏まえ、建築基準法第 84 条の区域の案を作成し、発災後 10 日以内に、県(建築指導課)に申出を行う。 ウ 市は、発災後 14 日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。	対整備
	(2) 指定基準 ( <u>追加</u> )	(2) 指定基準 市街地に災害のあった場合において、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要と認めるときは、特定行政庁は、建築基準法第84条の区域(災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。)を定める。	

現 行		改正案	
	(ア) ~ (ウ) (略)	(ア) ~ (ウ) (略)	
	2 建築基準法第84条(被災市街地における建築制限)の指定	(削除)	
	<u>について</u> 市街地に災害のあった場合において、都市計画又は土地区画		
	整理法による土地区画整理事業のため必要と認めるときは、特		
	<u>定行政庁(建築主事を置く市町村の区域については当該市町村</u> の長をいい、その他の区域については都道府県知事をいう。)		
	は、原則として「緊急復興都市計画整備地区」を建築基準法第		
	84 条の区域(災害が発生した日から一月以内の期限を限り、そ		
	<u>の区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することが</u> できる。) に定める。		
	<u> (さる。) に足める。</u>		
P343	3 被災市街地復興推進地域の都市計画決定について	2 第二次建築制限について	対策
(追加)		(1) 都市復興基本計画(骨子案)の策定と公表 県及び市は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都	の整備
		市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画(骨子案)を策定す	7/H
		る。県都市復興基本計画 (骨子案) は、市町村都市復興基本計画	
		(骨子案)に先立ち、策定と公表をする。 基本計画(骨子案)は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市	
		<u> </u>	
		き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定す	
		<u>る。</u> (2)	
	建築基準法第 84 条の区域指定の後、市町村が都市計画に、	<u>(2) 被災市街地復興推進地域の都市計画決定</u> 建築基準法第84条の区域指定の後、市町村が都市計画に、被	
	被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1	災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項	
	項の規定による被災市街地復興推進地域を定めるものとする。	の規定による被災市街地復興推進地域を定めるものとする。	
	復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上 及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間(災	復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及 び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間(災害	
	害の発生した日から最長2年以内の日まで)、建築行為等の制	の発生した日から最長2年以内の日まで)、建築行為等の制限が	

	現 行	改正案	
	限が行われる。	行われる。	
	4 復興都市計画事業の都市計画決定について (追加)	3 復興都市計画事業の都市計画決定について (1)都市復興基本計画の策定と公表  県及び市は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都 市復興基本計画(都市復興マスタープラン)を策定・公表する。 市は都市復興基本計画(骨子案)の内容を基本として、各地区 の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映 して都市復興基本計画を策定する。 策定に当たっては、復興に関する市町村基本方針、都市計画マスタープラン、総合計画等を踏まえるものとする。	対衆備
P343	市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講じる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やかに行うこととする。	(2) 復興都市計画事業の都市計画決定 市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都 市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措 置を講じる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被 災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やかに行うこととす る。	